

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（<https://www.bit.courts.go.jp/>）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（０７８－３４１－２１３０）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月20日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 5日から 令和 7年11月12日まで
開札期日	日 時 令和 7年11月18日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 9日 午後 2時00分 場 所 神戸地方裁判所第3民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月20日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14,040,000 11,232,000	一括	2,810,000	76,941	27,095
1	6,640,000				
2	7,400,000				



物 件 目 録

1 所 在 三田市あかしあ台一丁目
 地 番 56 番 17
 地 目 宅地
 地 積 301.99 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3

2 所 在 三田市あかしあ台一丁目 56 番地 17
 家屋 番号 56 番 17
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 90.26 平方メートル
 2 階 26.49 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 10 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3



物 件 明 細 書

令和 7年 9月16日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 三田市あかしあ台一丁目
 地 番 56 番 17
 地 目 宅地
 地 積 301.99 平方メートル
 共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3

2 所 在 三田市あかしあ台一丁目 56 番地 17
 家屋 番号 56 番 17
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 90.26 平方メートル
 2 階 26.49 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 10 平方メートル
 共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3



令和7年(ケ)第59号
令和7年9月11日提出

補充現況調査報告書

神戸地方裁判所
執行官 黒木 浩二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

現況調査報告書2枚目を以下のとおり訂正する。

(土地・建物用)

不動産の表示		「物件目録」のとおりに	
住居表示		三田市あかしあ台一丁目56番地17	
土地		物件1	
現況地目	☒ 宅地 (物件1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおりに ☐ 地積測量図のとおりに ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおりに ☐ 土地建物位置関係図のとおりに ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (☐ A ☐ B (共有者ら)) ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおりに		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおりに)		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類 : 物置 構造 : 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 : 約10平方メートル		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 (☐ A ☐ B (共有者ら)) ☐ その他の者 上記の者らが本建物を 住居 として、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおりに		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおりに)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 年 () 第 号 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおりに ☒ 土地建物配置概略図のとおりに		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおりに

現況調査報告書 4 枚目を以下のとおり訂正する。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 南側隣地（地番 5 6 番 1）住民	1 本件物件の植栽が私の家の方に伸びてきて困っています。勝手に切ることもできないので何とかして欲しいです。 2 物置（未登記附属建物）の土台が私の家の壁にボルトで固定されていることは知りませんでした。壁にボルトの穴を開けることについて事前に承諾はしていません。
■ 西側隣地（地番 5 6 番 1 6）住民	本件物件の植栽が私の家の方に伸びてきて困っています。勝手に切ることもできないので何とかして欲しいです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和7年(ケ)第59号
令和7年7月3日受理
令和7年7月29日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所

執行官 黒木 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 三田市あかしあ台一丁目
地 番 56番17
地 目 宅地
地 積 301.99平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3

2 所 在 三田市あかしあ台一丁目56番地17
家屋 番号 56番17
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 90.26平方メートル
2階 26.49平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	三田市あかしあ台一丁目56番地17		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（ ☒ A、 ☒ B（共有者ら）） ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：物置 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ葺平家建 床面積：約10平方メートル		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者（ ☒ A、 ☒ B（共有者ら）） ☐ その他の者 上記の者らが本建物を 住居 として、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 年（ ）第 号 保管開始日 年 月 日 ☐ ある		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置概略図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

立会人 **C** 立会いのうえで立入調査を行ったところ、本件建物等の状況は添付の写真に示すとおりであった。経年による劣化のほか目視により確認した限りでは、

- 1 建物内は、大量の動産が乱雑に置かれていて床面を確認できない箇所が多かったが、2階の階段踊り場や階段がやや緩くなってきしみがあつたほかは、特筆すべき汚損や破損は確認できなかった。
- 2 物件1土地の南東側の車庫の上に物置（未登記附属建物）が造られていた。物置は鉄骨で組んだ枠の上に乗せられていたが、鉄骨は南側隣地の壁にボルトで固定されていた。
- 3 上記2記載の物置の屋根の南端は、南側隣地との境界上もしくは南側隣地に越境している可能性がある(写真⑮)。
- 4 物件1土地の木が南側隣地と西側隣地に張り出していた。
- 5 物置（未登記附属建物）に建設会社の表示があつたが、法務局で履歴事項証明書の交付申請を行ったところ兵庫県下には該当する法人はないとの回答であつた。
- 6 物件1土地を概測したところ、概ね公簿面積と一致した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 南側隣地（地番 5 6 番 1）住民	1 本件物件の植栽が私の家の方に伸びてきて困っています。勝手に切ることもできないので何とかして欲しいです。 2 物置（未登記附属建物）の土台が私の家の壁にボルトで固定されていることは知りませんでした。壁にボルトの穴を開けることについて事前に承諾はしていません。
■ 南側隣地（地番 5 6 番 1 6）住民	本件物件の植栽が私の家の方に伸びてきて困っています。勝手に切ることもできないので何とかして欲しいです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月7日 (月) 15:05-15:50	神戸地方法務局 三田出張所	公図等図面及び登記事項証明書交付申請
7年7月7日 (月) 16:00-16:15	物件所在地	目的物件確認、不在施錠、道路部分等調査
7年7月14日 (月) 9:20-10:35	物件所在地	立入調査、不在施錠、道路部分等調査、隣地住民 らから事情聴取
7年7月14日 (月) 12:05-12:30	神戸地方法務局 三田出張所	履歴事項証明書交付申請

(特記事項)

■ 令和7年7月14日
相手方は、不在で施錠されていたので、立会人 **C** を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

■ 令和7年7月14日
評価人帯同

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

地番
区域見出
あかしあ台
5丁目
あかしあ台
1丁目

請求部	所在	三田市あかしあ台一丁目				地番	56番17			
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備考付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：平成1年6月12日

各階平面図

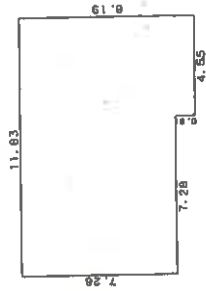
建物図面
各階平面図

家屋番号
56番17

建物の所在
三田市あかしあ台1丁目56番地17

平成 6 . 12

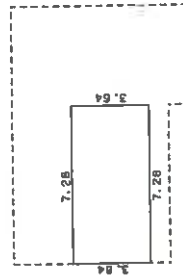
1階



収積表

7.28 X 7.28	=	52.9984
4.55 X 8.19	=	37.2645
合計		90.2629
床面積		90.26 m ²

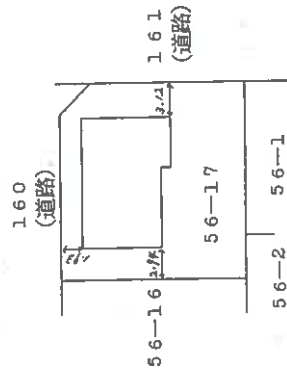
2階



収積表

7.28 X 3.64	=	26.4992
合計		26.4992
床面積		26.49 m ²

建物図面



作製者

縮尺

1/250 (m)

申請人

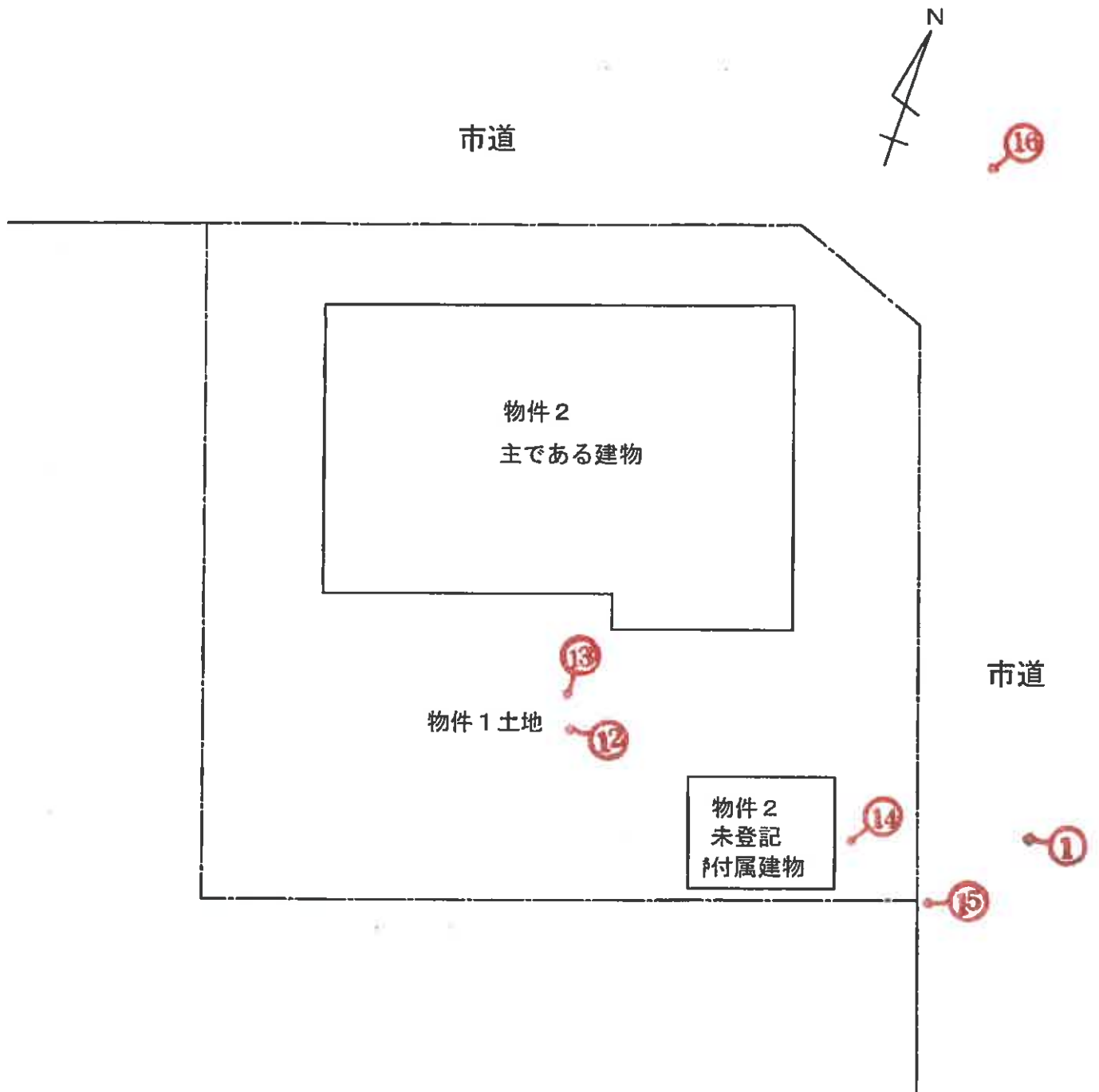
012613

縮尺

1/500 (m)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

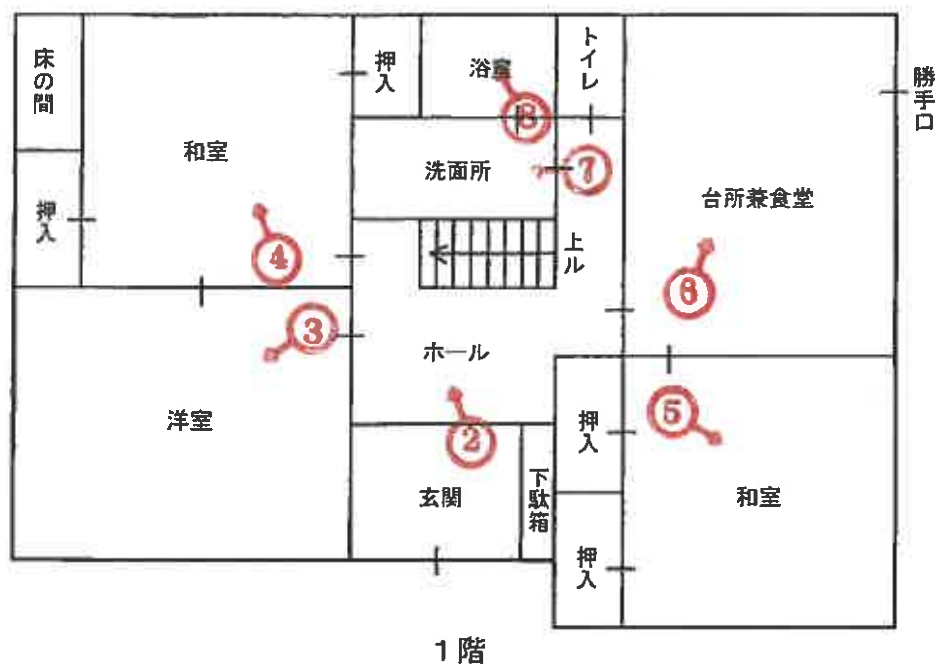
土地建物配置概略図



※ 概略図であり境界、範囲、形状等を特定、明示するものではない。

(○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取図



未登記付属建物

(←○は写真番号および撮影位置・方向)



①



②



③

(10 枚目)



④



⑤



⑥

(11 枚目)



⑦



⑧

(12 枚目)



⑨



⑩



⑪

(13 枚目)



⑫



⑬



⑭

(14 枚目)



15



16

令和 7 年 (ケ) 第 59 号
令和 7 年 7 月 14 日 現地調査
令和 7 年 8 月 5 日 評 価

神戸地方裁判所
第三民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松崎 庄二

第1 評価額

一 括 価 格	
金14,040,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金6,640,000円
物件2(建物)	金7,400,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
特 記 事 項			
	物件2主である建物の南東側に未登記附属建物として軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、物置、床面積約10㎡が存する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	神戸電鉄線 南ウッディタウン駅の南西方 約750m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 100 % 防火指定なし 外壁後退1m、絶対高さ10m、第1種高度 地区、北摂三田ウッディタウン地区計 画、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 301.99 m ² の ほぼ整形地	
接面道路の状況	北東側 約6m市道 北西側 約6m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	ナンバープレートが外された車が駐車場に置かれている。 植木及び雑草等が繁茂した状態である。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和63年10月26日 新築 経過年数 37 年程度 経済的残存耐用年数 一 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : モルタル等 内 壁 : クロス・合板等 天 井 : クロス・合板等 床 : タタミ・フローリング等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・室内には衣類、家財道具等が散乱している。 ・未登記付属建物は駐車場の上に鉄骨を組んで設置してある。未登記附属建物の仕様・品等は劣る。保守管理の状態はやや劣る。なお、未登記付属建物の屋根の一部が隣地に越境している可能性がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	76,200	1.03	301.99	0.80	18,960,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 （三田（県）－8）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $76,200 \times 101/100 \times 100/100 \times 100/101 \approx 76,200$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/101 \times 100/100 \times 100/100 \approx 100/101$

イ 個別格差：角地等(1.03)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
主建物	180,000	116.75	0.05	1,050,000
未登記 付属建物	80,000	約 10.00	0.05	40,000
				計 1,090,000

ウ 現価率：主である建物、未登記付属建物

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	18,960,000	0.50	法定地上権	9,480,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	18,960,000	-9,480,000		1.00	0.70	6,640,000
2	1,090,000	+9,480,000	1.00	1.00	0.70	7,400,000
一 括 価 格 (合 計)						14,040,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (三田(県)ー8)
所 在 : 三田市あかしあ台3丁目8番13
価 格 : 76,200円/㎡
位 置 : 神戸電鉄線「南ウッディタウン」駅より道路距離660m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 277㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北西側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%)
地 域 の 概 要 : 戸建住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物件1 : 15,859,004円
物件2 : 1,960,071円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物配置概略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 三田市あかしあ台一丁目
 地 番 56 番 17
 地 目 宅地
 地 積 301.99 平方メートル
 共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3

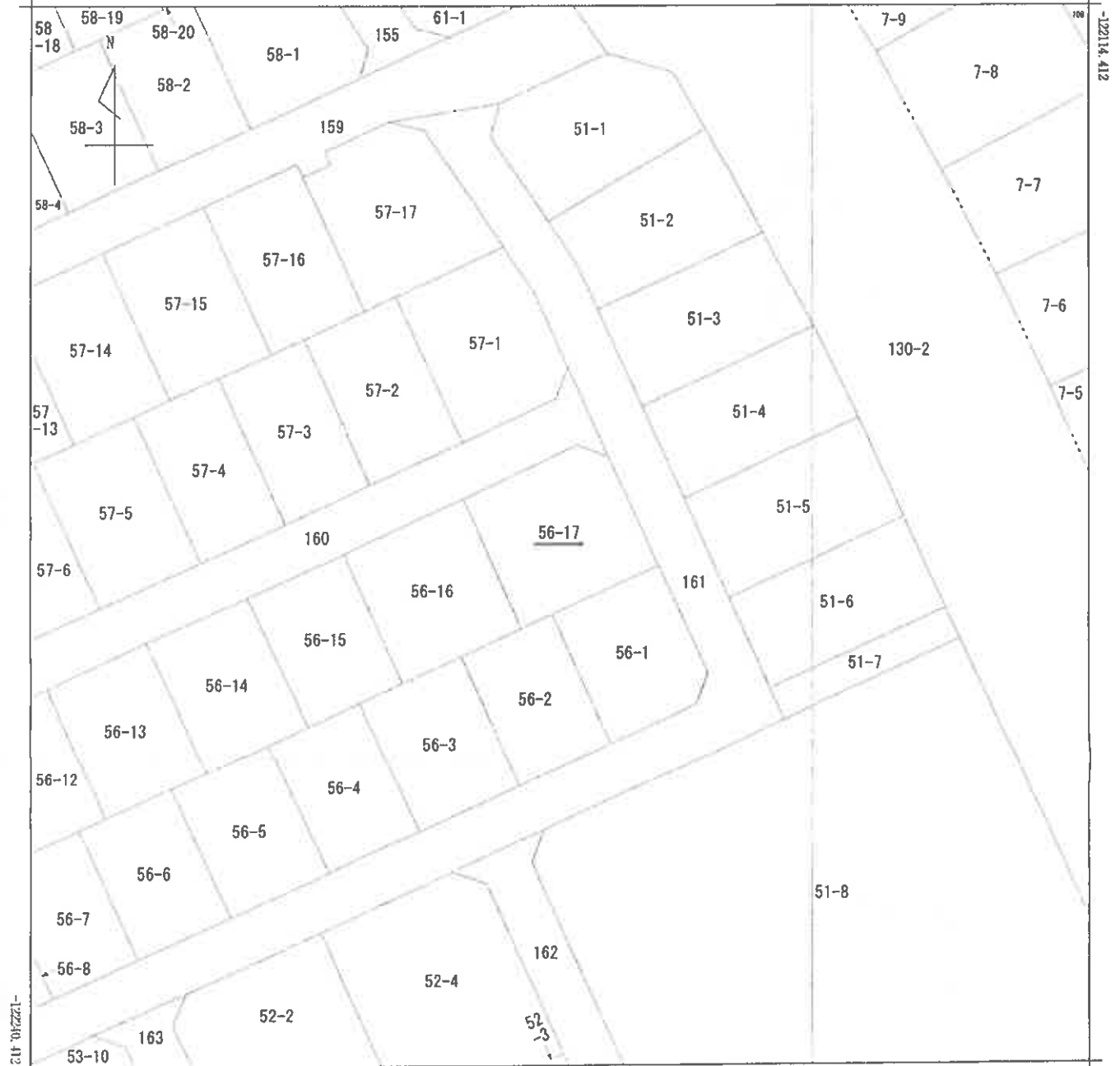
- 2 所 在 三田市あかしあ台一丁目 56 番地 17
 家屋 番号 56 番 17
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 90.26 平方メートル
 2 階 26.49 平方メートル
 共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 3





※ 国土地理院地図データを基に加筆、作成した。

(座標値種別：図上測定) +78032.557



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
あかしあ台
5丁目
あかしあ台
1丁目

請求部	所在	三田市あかしあ台一丁目				地番	56番17			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月30日
神戸地方法務局三田出張所

地図整理番号：M03933
(1/1)

登記官

縮版図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月30日 神戸地方方法務局三田出張所

令和7年4月30日

神戸地方方法務局三田出張所

최대공리 (max)

縮版図

地圖整理番号: M03934

圖面階各

56番17

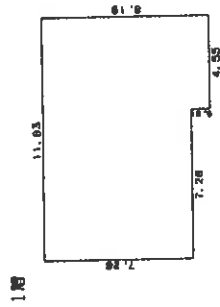
三田町あかしあ台1丁目56番地17

建筑物平面

建筑物面写

平元. 6. 12

面
因
物
建

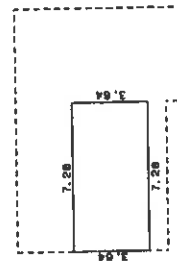


安 續 興

7.28 X 7.28	=	52.9984
4.55 X 8.19	=	37.2645
合計		90.2629
床面積		90.26 m ²

90. 集福	90. 集福
90. 集福	90. 集福

22



氣要訣

7.28 X 3.64	=	26.4992
合計		
原面積		26.49 m ²

會計	26
合	26

作者

尺蠖

 $\frac{1}{250}$

人 衛 申

012613

縮尺

 $\frac{1}{500}$

56-16 2.4 2.2 191 (道路)

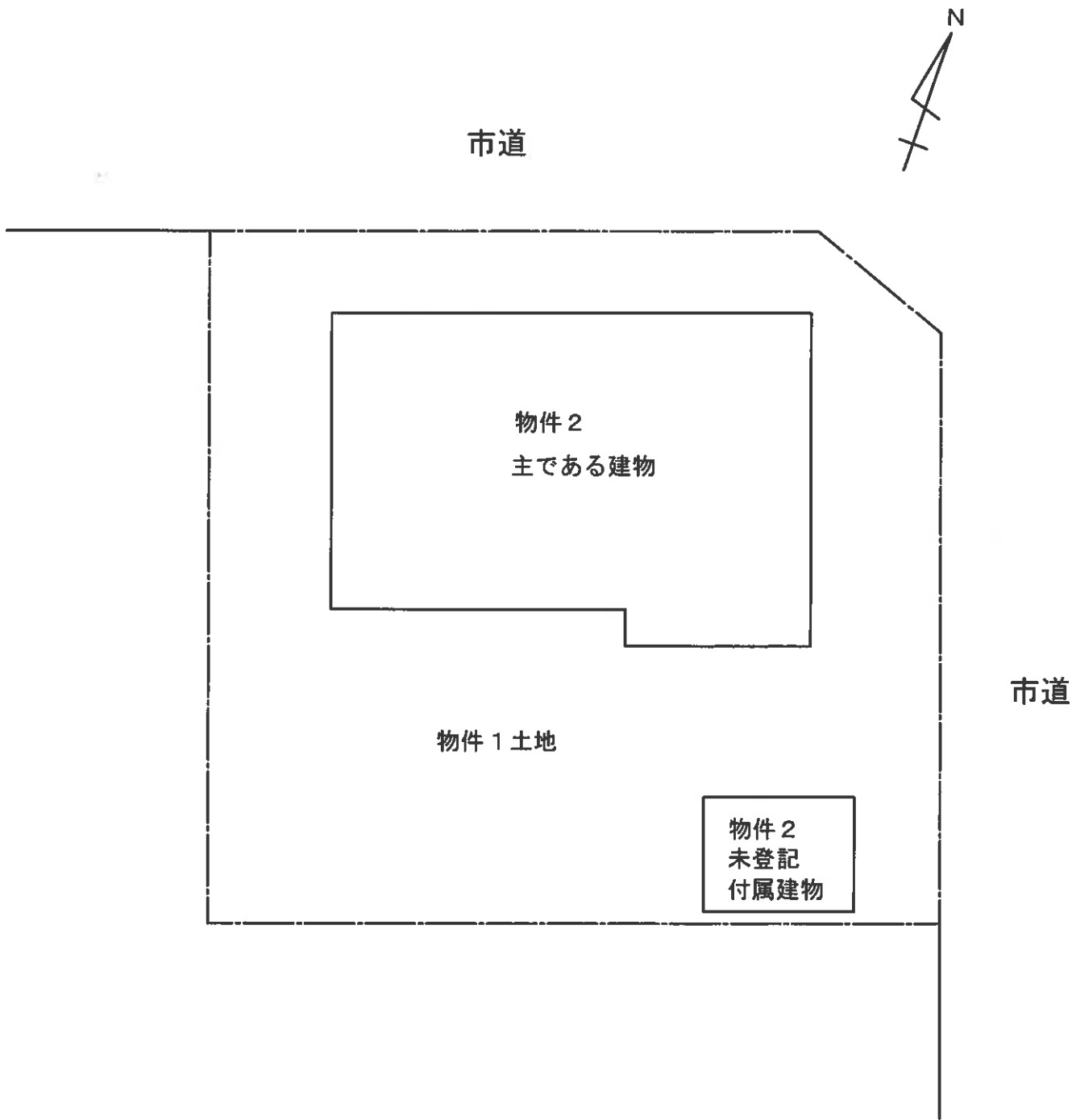
160 (道路)

56-2 | 56-1

56-17

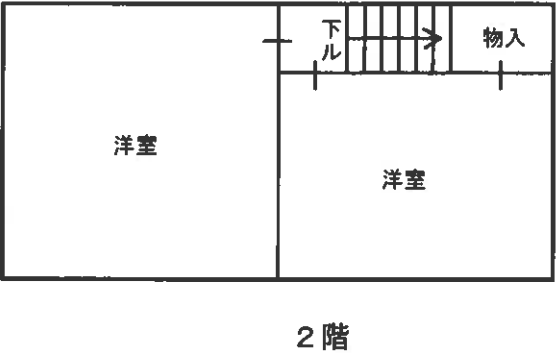
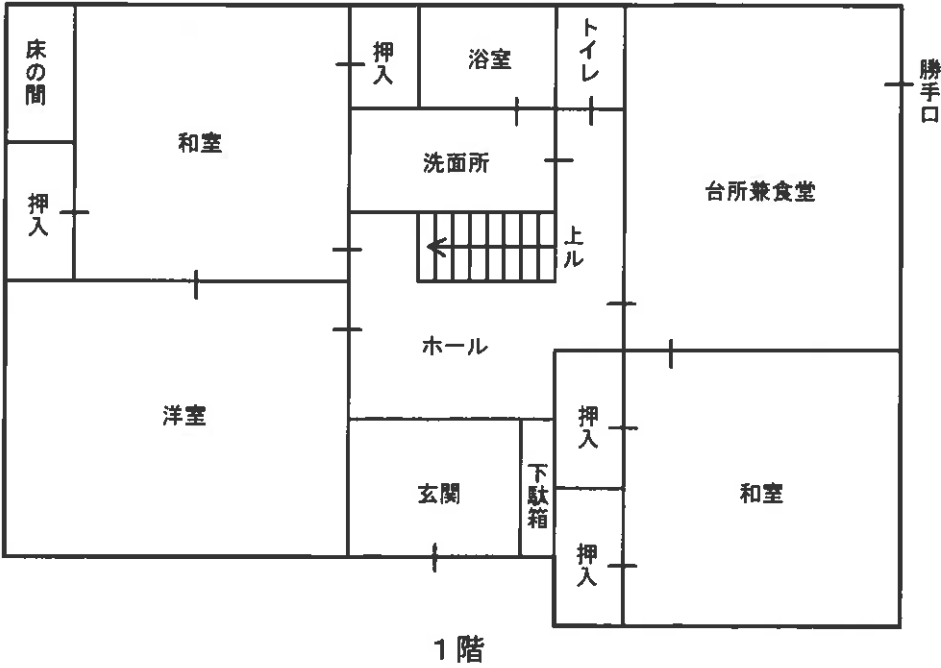
161 (道路)

土地建物配置概略図



※ 概略図であり境界、範囲、形状等を特定、明示するものではない。

建物間取図



付 属 資 料

参 考 写 真

未登記付属建物

主である建物

